

「介護に関する入門的な研修」の 修了証明書再発行に係る取扱い

1 修了証明書の性格

- (1) 修了証明書は、研修課程を「修了」したことを証明するものであることから、学校の卒業証書と同様の性格を有するものである。
- (2) 修了証明書は、修了時点の事実に基づきその内容を証明するものであるので、修了時に限り交付するものである。

2 再交付修了証明書の発行

1の修了証明書の性格を踏まえながらもこれを紛失した場合、真に必要な事情により、修了者から修了証明書(再交付)発行願(別紙1)及び本人確認ができる書類(マイナンバーカードや運転免許証の写しなど)が提出された場合は、修了者名簿により修了者であるか十分確認したうえで、次により対応することとする。

・実物と同一の証明書に代え、氏名、生年月日、修了証明書番号、修了年月日を記載した再交付修了証明書(別紙2)を交付し、修了した旨の事実を証明する。このことは、学校の卒業証書の場合、紛失しても実物と同一の証書を再発行せず、証書に代え、卒業した旨を文書で証明するのと同様である。

・なお、再交付修了証明書を発行した場合は、該当者が掲載されている修了者管理簿に再交付日等を記録する。また、当初交付の証明書が発見された場合には、直ちに返還させるものとする。

3 氏名の変更について

氏名の変更による再交付は行わないものとする。これは、修了証明書が修了時点の事実に基づく内容を証明していることから、修了時点と異なる現在の氏名により再度証明することは適切でないためである。

なお、氏名を変更した者から紛失による再交付の依頼があった場合は、修了時点の氏名(変更前の氏名)により再交付するものとする。これは、すでに記述したように、修了した時点の事実に基づく証明書なので、修了時点の事実と異なる現在の氏名で証明することは適切でないと考えるためである。

4 特別な事情による氏名変更の場合

例外として、家庭裁判所から正当又はやむを得ない事情のために名(氏)の変更を許可された者から変更後の氏名の修了証明書の発行依頼があった場合には、次のいずれかの方法により確認し、変更後の氏名の再交付修了証明書を発行するものとする。

ア 家庭裁判所より発行される変更を許可すると記載した許可書

イ 戸籍謄本又は戸籍抄本

なお、上記の例により修了証明書を発行した場合、該当者が掲載されている修了者管理簿に変更箇所及び変更理由がわかるように記録する。